

# 地域づくりを支える関係人口受入事業助成金交付要綱

## (趣 旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人ふるさと島根定住財団（以下「財団」という。）が、関係人口の受入機運が醸成された地域団体等への助成金（以下「助成金」という。）の交付等について必要な事項を定めるものとする。

## (助成金の目的)

第2条 この事業は、県内の地域団体等が地域の活性化や課題解決に向けた活動を行う際に、当該活動の開始や継続・発展に関わろうとする関係人口（団体構成員以外の者で、当該地域以外から活動に参画する者をいう。以下同じ。）を受け入れる取り組みを支援し、持続可能な地域づくりを促進することを目的とする。

## (助成金の種類)

第3条 この助成事業は、以下に掲げるものとする。

- 1 活動支援助成
- 2 受入促進助成

## (助成金の対象等)

第4条 助成金の交付対象となる関係人口の受入機運が醸成された事業者、事業内容等は、それぞれ次のとおりとする。なお、活動支援助成、受入促進助成の併用も可とする。

### 1 活動支援助成

(1) 事業者 県内のNPO法人、民間団体及びグループ（構成員が5名以上の団体）商業法人等で別表1のとおりとする。

(2) 事業内容 地域課題解決や地域活性化に向けて、団体自らが新たに実施する活動のうち、継続的な実施が見込めるものであって、関係人口を受け入れたり、受入れを促進したりする取り組み。

なお、次の①～③号は対象外とする。

- ①単に営利を目的とする事業
- ②政治的、宗教的活動と認められる事業
- ③国、県等他の補助事業の対象となっている事業

(3) 助成限度額 10万円（年度内、1団体あたり）

(4) 助成率 対象経費の10/10

(5) 対象経費 事業実施に係る経費のうち以下を対象とする。

賃借料、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、その他事業実施に必要と認められる経費

※団体構成員および関係人口への支払は対象としない。

※団体の経常的経費やハード経費は対象としない。

(6) 助成期間 交付決定日から交付決定日の属する年度の2月28日まで

## 2 受入促進助成

- (1) 事業者 前項に準ずる
- (2) 事業内容 地域課題解決や地域活性化に向けて、団体自らが新たに実施する活動のうち、継続的な実施が見込めるものに対して、関係人口を受け入れる際の旅費交通費を補助する。
- なお、次の①～③号は対象外とする。
- ①単に営利を目的とする事業
  - ②政治的、宗教的活動と認められる事業
  - ③国、県等他の補助事業の対象となっている事業
- (3) 助成限度額 20万円（年度内、1団体あたり）
- (4) 助成率 対象経費の1/2
- (5) 対象経費 関係人口が県内活動地域を訪れる際の旅費交通費
- ※1人1回の参加あたり2万円までを助成の上限とする
  - ※対象となる関係人口および対象経費の算出方法は別途定める
- (6) 助成期間 交付決定日から交付決定日の属する年度の2月28日まで

### (助成金の申請)

第5条 事業を実施する者（以下「事業者」という。）は、助成金の交付を受けようとするときは、事前に助成金交付申請書（様式第1号）及び同申請書に定める添付書類を財団理事長に、別に定める日までに提出しなければならない。

### (申請内容の審査)

第6条 財団理事長は、前条の規定により助成金交付申請書の提出があったときは、助成金の受給資格を有するかを審査のうえ、助成金支給の適否を決定する。

### (助成金の交付決定)

第7条 財団理事長は前条の規定に基づき助成金の交付を適当と認めたときは、助成金交付決定通知書（様式第2号）により事業者へ通知するものとする。

2 前条の決定には、必要に応じて条件を付することができる。

3 交付決定後、事業者が所在する市町村へ事業者に関する情報を財団から提供するものとする。

### (助成金の変更交付申請)

第8条 事業者は、助成事業に要する経費の配分又は助成事業の内容を著しく変更するときには、速やかに助成金変更交付申請書（様式第3号）を財団理事長に提出しなければならない。ただし、変更後の計画の内容が当初の趣旨を変更しないものであり、軽微な変更である場合はこの限りではない。

2 前項の規定により変更交付申請書が提出されたときは、前条及び前項の規定を準用して審査及び決定を行うものとし、変更を承認する場合は助成金変更交付決定通知書（様式第4号）により、事業者へ通知するものとする。

3 前項の承認には、必要に応じ条件を付し、これを変更することができる。

(実績報告)

第9条 事業者は、事業が完了したときには助成金実績報告書(様式第5号)を財団理事長に提出しなければならない。なお、助成金実績報告書の提出期限は、事業の完了した日から起算して1カ月を経過した日または当該年度末までのいずれか早い期日とする。

(助成金の額の確定等)

第10条 財団理事長は、前条の報告があった場合には、必要な検査を行い、その報告に係る事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書(様式第6号)により事業者へ通知するものとする。

2 財団理事長は、事業者へ交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。

(助成金の概算払の請求)

第11条 事業者は、助成金の概算払いを受けようとするときは、助成金概算払請求書(様式第7号)を財団理事長に提出しなければならない。

2 財団理事長は、提出された助成金概算払請求書が適法なものである場合は、30日以内に助成金の概算払いを行うものとする。

3 概算払いは交付決定金額の70%以内とする。

(助成金の精算払の請求)

第12条 事業者は、第10条1項の助成金額確定通知書を受けた後、助成金の精算払いを受けようとするときは、助成金精算払請求書(様式第8号)を財団理事長に提出しなければならない。

2 財団理事長は、提出された助成金精算払請求書が適法なものである場合は、30日以内に助成金の精算払いを行うものとする。

(助成金の経理等)

第13条 事業者は、助成金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、地域づくりを支える関係人口受入支援事業の運用・解釈等については、必要の都度、財団理事長が別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

別表 1

対 象 事 業 者
<p>県内の民間団体やグループ（構成員が5名以上）、NPO法人、商業法人（法人税法第2条に定める「普通法人」）、企業組合、農事組合法人、営農組合、有限責任事業組合（対象団体(者)が構成員の3分の2以上の組合）、公益・一般財団法人及び公益・一般社団法人（国、地方公共団体の外郭団体及び財政支援（援助）団体以外の団体）で、以下の要件を備えているもの。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 団体としての意志決定により助成に係る活動ができ、確実な経理処理ができること</li><li>② 団体の本拠としての事務所又は事務を行う場所を県内に有し、県内で活動する団体</li><li>③ 規約等により活動目的を明文化していること</li><li>④ 代表者が明らかであること</li><li>⑤ 反社会的勢力でないこと</li></ul>